

教育職員免許法施行規則における 幼稚園関係の改正主要点の解説

玉 越 三 朗

(本誌五十三巻一〇月号) を
あわせみて、いただかないと理
解しにくい点が多いので、あ
り、社会科学に関する科目には、法学、政治
わせ読んでいただきたい。

り、自然科学に関する科目には、数学、物理
学、化学、天文学、地学、生物学その他があ
る。社会科学、社会学、地理学、教育その他が
ある。

一、大学における教 員養成の基準単位

1、普通免許状取得のための 修得単位の内訳

幼稚園教員となるための大
学での修得単位の基準が、次
のとおりであることはすでに
述べたところである。

2、一般教育科目、教科に関 する専門科目、教職に関す る専門科目の修得単位の内 訳

(1)、一般教育科目の修得単位の内訳と修得 方法

一般教育科目の修得単位の内訳と修得方法
は旧法と同じで変りがないが、参考のためか
かげると次のとおりである(一條)

人文科学に関する科目には、哲学、倫理
学、宗教学、文学、音楽、美術その他があ
ることとはすでに十月号で述べたところである
が、その実施に必要な細い点がこの十月二十
七日(文部省令第二六号、第二七号)公布に
なったので、そのうち幼稚園に関する部分
の主要点について説明を加えることとする。
この説明は、すでに述べた法律改正の解説

教科に関する専門科目の修得単位は、一級
普通免許状の取得の場合は一六単位、二級普
通免許状の取得の場合は八単位である。その
修得方法は

イ 小学校の教科に関する専門科目(国
語、社会、算数、理科、音楽、図画工
作、家庭、体育)について修得する。

ロ イの場合、一級普通免許状をとるとき
は音楽、図画工作、体育は各四単位以上
づつ必ず修得しなければならないし、
二級普通免許状をとるときは音楽、図画
工作、体育は各二単位以上づつ必ず修得
しなければならない。

つまり一級普通免許状をとる場合は、最低

免許状の種類	所要資格		大学における最低修得単位数	
	基礎資格	一般教育	専門科目	専門科目
一級普通免許状	学士の称号を有すること	科 目	教科に関するもの	教職に関するもの
二級普通免許状	大学に二年以上在学し、六十 二単位（内二単位は、体育と する）以上を修得すること	三 单位	一 单位	二 单位
一般教育科目の区分 (音楽、美術等情操教育に役立つ科目を含む)	一級普通免許状	一八	八	一八
自然科学に関する科目 (日本国憲法を含む)	二級普通免許状	一一	六	六
社会科学に関する科目 (日本国憲法を含む)	最低修得単位数	一二	六	六
計	単位	三六	計	一八

音楽、図画工作、体育を各四単位づつ計一二
単位とり、あと残りの四単位を他の教科——
国語、社会、算数、理科、家庭——のうちか
ら選択して修得する。普通免許状をとる場合
は残りが二単位になるので、その二単位につ
きて残りの教科から選択して修得するといふ
ことである。（第五条）

(3) 教職に関する専門科目の修得単位の内
科と修得方法

教職に関する専門科目の修得単位は、一般

普通免許状の取得の場合は二八単位、二級普
通免許状の取得の場合は一八単位である。そ
の修得方法は次のとおりである。

□ あとの四単位（一級）二単位（二級）
は、イ、に述べた科目を修得してもよい
し、また次の科目の中から選んで修得し
てもよい。

教育哲学、教育史、教育社会学、教育行
政学、教育関係法規、教育財政学、教育
統計学、教育評価、教科心理学、教育
育の指導及び管理、学校保健、学校建
築、社会教育、視聴覚教育、図書館学、
職業指導

その他大学の加える教職に関する専門科
目

ハイの教育原理、教育心理学、児童心理
学、教育実習は、幼稚園と小学校の教育
を中心として行わなければならない。

なお、修得方法の特例として次のことが認
められている。

イ 「保育内容の研究」は、半分（一級は
六単位、二級は四単位）まで小学校の教
科の教材研究でかえられる。

ロ 「教育実習」は、幼稚園または小学校

教職に関する専門科目		最低修得単位数	
免許状の種類	教育原理	「教育心理学、児童心理学」の研究	保育内容、教育実習
一級普通免許状	単位四	単位二	単位二
二級普通免許状	単位二	単位二	単位一六

(幼稚園または小学校に相当する旧令の学校でもよい)で一年以上教員として勤務した者は、勤務年数一年について一単位の割合でその修得しなければならない。

ただしこの場合は、その差引いた単位数だけ次の科目または修得方法の口、に述べた科目を(その代償として)やらなければならぬ。

教育原理、教育心理学、児童心理学、

教材研究、保育内容の研究

八 教育原理、教育心理学、教育実習は、

それぞれ二単位までは中学校または高等

学校の教諭の免許状を受ける場合の教育原理、教育心理学、教育実習でかえられる。(第六条)

二、仮免許状についての措置

3、現職の助教諭等で、昭和三十三年三月三

い、改正法施行までに旧法によつて仮免許状の授与を受けている者の取扱い

昭和二十九年十二月三日までに旧法の規定によつて仮免許状を受けている者は(十二月三日から仮免許が廃止されているのであるが)特例としてその仮免許状で幼稚園の教諭に採用してもらえる。(免許法附則第二項)

2、昭和三十三年三月三十一日までに文部大臣の指定した養成機関を修了する者の取扱い

昭和三十三年三月三十一日までの文部大臣指定の養成機関の修了者は、養成機関の修了証書と単位修得証明書があれば幼稚園の教諭に採用してもらえる。ただし、次に述べる都道府県教育委員会または都道府県知事が出す

1、上級免許状をとるときの単位と修得方法の原則

三、上級免許状をとる方法

現職において教職経験年数と単位で教育職員検定で上級免許状をとろうとするときの単位

十一日までに旧法の規定による仮免許状の所定の単位をとつた者の取扱い

現職の助教諭等で、昭和三十三年三月三十日までに旧法の規定による所定の単位をとつた者は、昭和三十八年三月三十一日までは教諭または講師になつていることができることはすでに述べたところであるが、この場合は仮免許状が廃止されているので仮免許状をもらうことはできない。そこで仮免許状にかかる所要資格の証明書を都道府県教育委員会または都道府県知事が出すことになっている。

この資格の取得証明書がなければ、これら

の者は教諭(講師)には採用されない。なお、資格の取得証明書は授与権者(都道府県教育委員会または都道府県知事)が本人に交付するが、その証明手続は都道府県教育委員会規則または都道府県規則できめることになっている。(附則十二)

の基準は、すでに述べたように臨時免許状から二級普通免許状をとるときも、二級普通免許状から一級普通免許状をとるときもとも

* に四五単位であるが、その内訳は次のとおりである。

免許状の種類	受けようとする		
	一般教育科目	専門科目	単位数
二級普通免許状	一〇	一〇	一五
一級普通免許状	一〇	一〇	一五

この単位をとつていく方法の原則は「一、

きは、次の単位をとればよい。

大学における教員養成の基準単位」のところ

一般教育科目

五単位

で述べた修得方法を例として、都道府県教育委員会や都道府県知事がきめることになって

教科に関する専門科目

一〇単位

いる。(二条、十四条)

教職に関する専門科目

一〇単位

2、上級免許状をとるときの単位と修得方法の特例

なお、この人の経験年数の計算は、大学における在学年数のうち、二年をこえる在学年数は、一年について二年とみなして取扱え

る。

(1)、単位でい減後の一五単位のとり方

大学に三年以上在学して(大学に二年以上在学し、さらに大学の専攻科に一年以上修得する場合も含んでいます)九三単位以上修得し

年数(一級普通免許状をとろうとするときは五年、二級普通免許状をとろうとするときは六年)をこえる在職年数があつて、かつ取得

する。昭和二十九年十二月三日現に改正前の法令によつて教育職員検定を受けようとして、すでに単位をとっている者は、昭和三十六年三月三十日までは改正前の法令にきめられている単位の比率で修得し、これによつて改正後の法令で上級免許状がもらえる。

たとえば二級普通免許状から一級普通免許状をもらおうとする者が、すでに旧法の単位

単位が一五単位をこえているときは、残りの単位が一五単位になるまでは在職年数一年について五単位づつ差引くことができるようになつたことは、すでに述べたところであるが、その残りの一五単位をとるときは、次のように単位をとればよい。(十三条)

(2)、単位でい減に伴う単位のとり方
四五単位をとるときのとり方は(1)に、最低一五単位をとるときのとり方は(2)に述べたとおりであるが、その間の単位のとり方はどうかというと、それは都道府県教育委員会や都道府県知事が、(1)(2)に述べたとり方を参考にして都道府県教育委員会規則や都道府県規則できめることになっている。(十四条)

(3)、旧法によつてすでに単位をとつてゐる者(昭和二十九年十二月三日現に改正前の法令によつて教育職員検定を受けようとして、すでに単位をとつてゐる者は、昭和三十六年三月三十日までは改正前の法令にきめられていた単位の比率で修得し、これによつて改正後の法令で上級免許状がもらえる)たとえば二級普通免許状から一級普通免許状をもらおうとする者が、すでに旧法の単位

することができる。

受けようとする 免許状の種類	最低修得単位数
一級普通免許状	教科に関するもの 専門科目
二級普通免許状	教職に関するもの 単位

受けようとする 免許状の種類	最低修得単位数
一級普通免許状	教科に関するもの 教職に関するもの 単位
二級普通免許状	教職に関するもの 単位

(6)、仮免許状等の資格を得た者が、二級普通免許状をとるときの措置

- (1)、国民学校初等科教員免許状を有する者
(2)、以下の者で、昭和二十二年四月一日以後に幼稚園教員の職にいた者

国民学校専科教員免許状を有する者

中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状、実業学校教員免許状を有する者

高等学校高等科教員免許状、高等女学校高等科及び専攻科教員免許状を有する者(以下十月号解説の「三、仮免許状についての措置」参照のこと)

の比率(一般教養科目十五単位、教科に関する専門科目二十五単位、教職に関する専門科目五単位)で単位をとってしまった。ところが十二月三日からは新法によらなければならぬから、その単位は(1)のように一般教育科目十五単位、教科に関する専門科目十五単位、教職に関する専門科目十五単位でなければなりません。これでは教科に関する専門科目はあまりてしまい、教職に関する専門科目は少ないという不合理が生じる。そこで旧法による比率で単位をとっている者を救うために旧法による単位のとり方を昭和三十六年三月三十一日まで延期した。(附則二)

(5)、旧法によって修得した単位の措置

改正前の法令によってすでにある部分とた単位は、昭和三十六年三月三十一日までは、これを改正後の法令によって得た単位と

二級普通免許状をとるときは、三年十五単位でよいことはすでに述べたが、その十五単位の内訳は次のとおりでよい。

一般教育科目
教科に関する専門科目
教職に関する専門科目

五単位
五単位
五単位

なお、その人が修業年限四年の教員養成諸学校または修業年限四年以上の専門学校を卒業しているときは、一年十単位でよく、その十単位の内訳は、教科に関する専門科目五単位、教職に関する専門科目五単位である。(附則五、七)

等は、改正法によると臨時免許状きりもらえるなくなるが、これでは不合理なのでこれらの者が二級普通免許状をとるときは、三年十五単位でよいということはすでに述べたところである。そのときの十五単位の内訳が次のように示された。

一般教育科目
教科に関する専門科目
教職に関する専門科目

五単位
五単位
五単位

(7)、改正前の施行法で教諭仮免許状を受け

たところができる者が、二級普通免許状を受

けるときの措置

改正前の施行法によって教諭仮免許状を受けられた

なお、その人が修業年限四年の教員養成諸学校または修業年限四年以上の専門学校を卒業しているときは、一年十単位でよく、その十単位の内訳は、教科に関する専門科目五単

位、教職に関する専門科目五単位である。

(附則九)

(8) 単位を以て減する場合の経験年数の特例

上級免許状をとるときは、単位が軽減されることはすでに述べたが、その経験年数には次の職にあつた経験年数が通算できる。

校長（園長を含む）教育長、指導主任

幼稚園に相当する盲学校、ろう学校、養護学校の幼稚部の教員（六八条）

(9) 単位を免除される場合の経験年数の特例

一級普通免許状を受けようとする者が、在職年数十五年以上であるときは、単位は必要なくなつたことはすでに述べたところであるが、その在職年数には、次の職にあつた経験年数が通算できる。

小学校の教諭、校長（園長を含む）教育長

指導主任、盲学校、ろう学校、養護学校の小学部、幼稚部の教員（六七条）

(10) 在職年数の例外

在職年数の計算には、次の休職期間はいられない。

イ 病氣による休職

口 刑事事件に關し、起訴されたことによる休職

ハ 教員養成を目的とする学校に入学のための休職（七〇条）

四、園長の任用資格

園長については、免許状が廃止されて、任用資格をきめることになったことはすでに述べたところであり、また國、公立の園長の任用資格についてもすでに述べた。このたび私立幼稚園の園長の任用資格がきめられたが、

昭和二十九年十月三十日文部省令第二九号学校教育法施行規則第八、九条）参考のため、園長の任用資格をまとめて述べてみると、

1、園長の欠格条件

次に該当する者は、園、公、私立をとおして園長になれない。

(1) 禁治産者及び準禁治産者

(2) 禁こ以上の刑に処せられた者

(3) 免許状取上げの処分を受け、二年を経過しない者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本

本國憲法又はその下に成立した政府を暴

力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法九条)

2、國、公立幼稚園長の資格

(1) 教育職員免許法による教諭一級普通免許状を持っていて、かつ五年以上教員又は官公序あるいは私立学校の教育事務をやっていた者その他文部省令で定める教育の職にあつた者

(2) (1)の条件にかなう者がない場合又はその条件にかなう者のうちから選べない場合

は、当分の間教育職員免許法による教諭の二級普通免許状を持っていて、かつ五年以上教員又は官公序あるいは私立学校の教育事務をやっていた者その他文部省令で定める教育の職にあつた者

なお、(1)(2)の「文部省令で定める教育の職」とは次のような職である。(教育公務員特例法施行規則第十三条)

(1) 学校教育法第一条に規定する学校

小学校、中学校、高等学校、大学、高等

校、ろう学校、養護学校——の長

教授、教諭、助教諭、養護教諭、常勤講

師

- (3)、学校教育法第一条规定する学校の事務職員、ただし単純な労務に雇用される事務職員は除かれる。
- なお、単純な労務に雇用される者とは、地方公務員法第五七条に守衛、電話交換手、印刷工その他をあげている。

- (4)、学校教育法第九四条の規定による学校や教員養成諸学校の長や事務職員
- (5)、右の学校の教員
- (6)、外国の学校で(1)(2)(3)に準ずる職にあつた者
- (7)、少年院法による少年院、児童福祉法による教護院で教育を担当していた者
- (8)、国又は地方公務員（単純な労務に雇用される者は除く）
- (9)、外国の官公庁で(8)に準ずる職にいた者

3、私立幼稚園長の資格

- (1)、教育職員免許法による教諭の一級普通免許状を持つていて、かつ五年以上教育

- 公務員時例法施行規則第十四条第一項各号にあげてある教育の職にあつた者
- (2)、(1)の条件にかなう者がないか、または

その条件にかなう者のうちから選べない

5、昭和二十九年十二月三日現に私立幼稚園の園長になつてゐる者の特例

上教育公務員時例法施行規則第十四条第一項各号にあげる教育の職にありまたは第一項各号にあげてある教育の職とは、改正前は特例として免許状がなくても園長になれた。したがつて園長免許状を持つてないで現に園長になっている者のうち、(3)に述べた条件をそなえていない者は、昭和二十九年十二月三日以後は園長になれなくなる。そこでその不合理を除くため、昭和二十九年十二月三日に園長をやつてゐる者はそのような資格をそなえていなくても園長になつていられることがした。

- (1)、学校教育法第一条规定する国立又は公立の学校の教員
- (2)、「一国、公立幼稚園長の資格」に示してある「文部省令で定める教育の職」の各号に該当する職である。

また、ここでいう「教育、学術に関する業務」のうち「教育に関する業務」とは、学校経営とか私学振興法にもとづく業務などを意味しており、「学術に関する業務」とは、学術研究機関などに從事することを意味している。

- 4、園長免許状所有者
- すでに園長免許状を持っている者は、以上述べた資格がなくとも園長になることはでき、または次の者でないと、

文部大臣指定教員養成機関が二年に年限延長したことはすでに述べたが、その設置主体についてこのたび限定された。指定養成機関の設置者については従来なんらの制限がなかったが、このたびそれを大学に附置するか、または次の者でないと、

ベルリンのソ連地区にもしばしばはいつて、ベルリンのほかはハンブルク、ルューベック

設置できないことになつた。

みました。まず物価の安いのにびっくりしま

す。しかしソ連地区的労働者は月給も安いの

で、物価が安い程には楽でないと言われてい

ます。ソヴィエートのバレーもみましたが、よ

うとゆうつな感じの古いハンザ都市は、

なかなか楽しいものでした。一般的には復興

トーマス・マンの色々の作品を思い出させて

は遅れていますが、スターリング街とよくおきました。ボンでは臨床心理学者としてボ

ン大学の神経科に勤いでいる霜山德爾先生の

大きな建物をつらぬいて、計画性と言う点

御案内でラインの河を船で楽しみました。ジ

エは、資本主義国家が出来ないようなことを

一ヶ月フリーで竜を殺す古城や、ジャンクリス

やつしていました。ただ、アメリカやイギリス

の他の非共産主義国とちがうと思った点は

とりをも歩いて、私が高等学生時代によみふ

私のように新聞記者でも政府の使節でもない

けつた小説を思いかえしたりしたのです。

ものにとつては、写真を自由にとつたりする

ここチュービンゲンも限りなく美しい町で

のがむずかしいということです。たとえば、

す。今も教会の鐘がなりひびいて、現実に彼

私が、ソ連の戦勝記念碑で写真をとつていた

れた私たちの心の中に永遠の影をきざみこん

ら、自動小銃を肩にかけたソ連兵が近づいて

でいます。又ひまみつけて、この美しい町で

来て、もうすこしでカメラをとられそうにな

からドイツ便りをお送りしましょう。お元気

りました。ちょっと怖い思いをしましたが

で……。

(文部事務官)

偶然そのソ連兵も私の映画のフィルムにはいつしましたので、いい記録になつたわけです。

(現在はチュービンゲン大学神経科所員)

45頁より 設置できないことになつた。

1. 地方公団体

2、私立学校法第三条の規定による学校法人
3、私立学校法第六十四条第四項の規定による法人つまり準学校法人

4、民法の規定による財團法人

ただし昭和二十九年十二月三日以前に認められてる一年制の養成機関については従来通りである。しかしこの一年の養成機関が二年になるときはさきの設置主体でなければいけない。

なお、教育養成機関については、その他申請書の添付事項、届け出、報告等が多少違つたが、これは省略する。ただし従前の養成機関については従来通りである。

講習の添付事項、届け出、報告等が多少違つたが、これは省略する。ただし従前の養成機関については従来通りである。